

成年年齢引下げ後の大崎市成人式の名称について

平成30年6月13日民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。

大崎市成人式は、成年年齢引下げ後も「従来通り20歳の方を対象」に実施いたしますが、「成人式」における「成人」と民法上の成年年齢が異なることから名称を変更するものです。

成人式の目的

- ・人生における大きな節目であり、若年者に対し、責任ある大人としての自覚や社会参画を促す厳粛な儀式
- ・若年者が大人になるまで様々な形で支えてくれた周囲や社会に対して感謝する機会
- ・地域社会や家族が若年者の大人としての門出を祝福する機会
- ・親が一人前の大人として扱う節目の意義
- ・進学や就職等により地元を離れている若年者が、地元に戻ることで友人と再会したり地域の人と触れ合う機会

1) 名称

はたち
二十歳の集い

2) スケジュール

令和4年1月 成人式実行委員、社会教育委員との意見交換
教育委員協議会
教育委員会部内会議
4月 教育委員会定例会
5月 市議会総務常任委員会
6月 定例記者会見

3) 成年年齢引下げ後の式典予定

名称：令和5年「大崎市^{はたち}二十歳の集い」

期日：令和5年1月8日（日）

場所：市内7会場

対象：平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの人